

## 事務所だより 1月

2023(R5)

Vo.154

### I 雇用調整助成金の特例措置が終了します

雇用調整助成金の支給上限額引上げや助成率引上げ、提出書類の簡素化等の特例措置が終了し、12月以降、通常制度による支給となります。そのため、1日あたり支給上限額は一律8,355円となります。経過措置等についてご紹介します。

#### ◆特例措置終了による経過措置等は？

特に業績が厳しい事業主には、令和5年1月31日まで1日あたり支給上限額を9,000円とする経過措置が設けられます。助成率も、令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合は中小企業は10分の9となります。また、令和4年12月から令和5年3月の間、申請書類の簡素化やクーリング期間（対象期間の満了後に引き続き本助成金を受給する場合、満了日の翌日から1年以上開けないといけない）が適用されない等の措置が講じられます。これまで新型コロナ特例を利用せず、令和4年12月以降新規に新型コロナウイルス感染症の影響を受け雇用調整助成金を利用する事業主には、経過措置はなく、通常制度による申請を行うため、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります。しかし、この場合でも、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間は支給要件が一部緩和されます。具体的には、計画届の提出の不要、休業や教育訓練の延べ日数から時間外労働の日数を差し引く残業相殺が行われなくなるほか、一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象となります。

【厚生労働省HPより】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001008098.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

### 連載コラムNo. 26

#### 安全衛生管理体制で必要なこと

労働者の健康管理や労働災害を防止するため、会社は労働安全衛生法により職場の危険の排除や疾病予防処置などを担当する者を選任する必要があります。安全、衛生管理者についてご紹介します。

#### ◆知っておきたい安全、衛生管理者のこと

事業主には事業規模や業種に応じて安全、衛生管理者等を選任すべき旨が義務付けられています。小規模企業においてもパートタイマー等の臨時労働者の数を含めて常時10人以上の労働者がおり、建設業・運送業・電気業・製造業等を担っている場合には「安全衛生推進者」、これ以外の業種では「衛生推進者」の選任が必要となります。労働者が10人に満たない場合は事業主が、現場の安全衛生管理に努めることとなります。業務としては労働者の危険や健康障害を防止するための措置に関すること、健康診断の実施その他の健康増進措置に関すること等となります。衛生推進者はこの中でも特に、「衛生」に関わる部分のみを担います。安全衛生推進者も衛生推進者も実務経験と所定の講習修了等の要件があり、これを満たす者を選任します。選任された者の氏名は作業場の見やすい箇所に掲示等して周知をします。衛生推進者選任事業所では法律上の義務ではありませんが、「安全推進者」も選任することが推奨されています。

### II 検討したい「健康経営オフィス」づくり

「健康経営オフィス」とは、経済産業省の定義によると「健康を保持・増進する行動を誘発することで、働く人の心身の調和と活力の向上を図り、ひとりひとりがパフォーマンスを最大限に発揮できる場」のことです。健康経営オフィスを実現するための取組についてご紹介します。

#### ◆健康経営オフィスを実現するための取組

オフィス環境を整備することで、従業員の健康の保持・増進と健康的な働き方が可能になれば、企業価値と収益性も向上します。そのために健康経営オフィスに戦略的に取り組もうとする企業が増えています。オフィス環境において従業員の健康を保持・増進する行動は、「快適性を感じる」「コミュニケーションすること」「休憩・気分転換すること」「体を動かすこと」「適切な食行動をとること」「清潔にすること」「健康意識を高めること」の7つに分類できるとされています。この為に、具体的には什器・レイアウト・内装などの空間面や、照明・空調などの設備面、ICT・インフラなどの情報面、そして制度・ルールなどの運用面に着目して、オフィスの整備を行います。オフィスの整備というと「お金も時間もかかる」と思われがちですが、事例をみると、快適性を感じられるように「ブラインドを上げて太陽の光を取り入れる時間帯をつくる」、休憩・気分転換できるように「リラックスタイムを設ける」、体を動かすために「立ち仕事スペースをつくる」など、すぐに実施できそうな取組みも多数あります。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

